

令和8年6月12日

各会員事業者 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
宮城県支部 支部長 高原 博
(支部長印省略)

令和8年度 陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動の実施について

会員の皆様には、平素より労働災害防止にご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、宮城県内の陸運業における令和8年5月末現在の休業4日以上之死傷者数は119人で対前年同数、死亡者数は1人となっており、又、全国の発生状況を見ると死傷者数が大幅に増加しており、更なる労働災害防止対策の推進が急務となっております。

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により「熱中症対策」が事業者^に義務付けられ、更に本年3月に適切な取り組みをすることを目的とした「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が定められたことから、熱中症に対する正しい知識を身につけること、体制整備及び関係者への周知が更に必要となりました。又、従前からの墜落・転落、転倒災害も事故の型別で多くを占めており、こうした状況を踏まえ、本年度の「陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動」を下記の内容で実施いたしますので、各会員の皆様には何卒ご理解頂き、労働災害防止に一層のご努力を頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 実施期間 令和8年7月1日(水)～7月31日(金)まで
2. スローガン 「荷主と共有 現場のリスク 繋ぐ連携 無事故の輪」
3. 実施事項
 - A. 経営トップによる職場安全パトロールと労働災害防止について従業員への呼びかけ
 - B. 熱中症に関しての報告体制の整備、実施手順の策定等の関係者への周知
 - C. 安全管理者、安全衛生推進者等による「職場の安全衛生自主点検表」(別紙)により 職場の安全衛生点検を行う (自主点検表の報告は不要です)
※自主点検表は陸災防協会宮城県支部のホームページにも掲載をしております。
 - D. 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う
 - E. 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る

4. 職場における熱中症対策の強化について

改正労働安全衛生規則による熱中症対策の基本的な考え方、ポイントは「見つける」「判断する」「対処する」です。

「体制整備」「手順書作成」「関係者への周知」が事業者^に義務付けられておりますので、当協会本部のリーフレット等をご活用願います。

以上

※紙のぼり、安全ポスター等は支部に若干枚数備えてあります。